

議案第107号

令和元年度港区一般会計補正予算（第4号）について（子ども向けインフルエンザワクチン接種費用助成の実施）

1 経緯

（1）これまでの考え方

区は、平成26年に「港区予防接種費用助成の考え方について」を定め、法令等に定めのない任意予防接種については、原則として区民が自己負担するとしています。その中で、特例的に区が一部もしくは全額の費用助成を行う要件について定めていますが、インフルエンザワクチンは、いずれの要件にも該当しないため、費用助成は行わず、手洗いの励行、咳エチケットの啓発を行ってきました。

【特例の要件】

- ①重症化・死亡等の頻度が比較的高い。
- ②感染力が強く、ワクチン接種の効果が明確で、接種によって集団感染予防に効果がある。
- ③医療費等の費用低減効果がある。

（2）インフルエンザを取り巻く近年の主な状況変化と現状

ア 状況の変化

① 接種の効果

厚生労働省は、昨年度、インフルエンザに関するQ&Aにおいて、現在国内で用いられているインフルエンザワクチンは、感染を完全に阻止する効果はないという従来の考え方に加え、発病を一定程度予防することや、重症化及び死亡を予防することに関しては、一定の効果があるとし、これまで概ね20-30%としてきた小児に対する有効率を概ね20-60%と改めました。

② 子どもの集団生活の機会の増加

区の年少人口の増加に伴い、保育園、幼稚園、学校など集団で過ごす機会と時間がここ数年で大幅に増加し、感染のリスクが年々高まっています。

③ 接種する者の増加

インフルエンザに罹患した場合、小学校等では、5日から7日程度の出席停止の措置が行われます。共働き家庭等の増加に伴い、看護のために休暇取得をするなどの新たな課題が生じているため、自己防衛としてインフルエンザワクチン接種を受ける人が毎年増加しており、それに伴い経済的な負担も増加しています。

イ 現状

今年は、早期からインフルエンザ流行の予兆があります。学級閉鎖も発生しており、予防接種に対する保護者の関心が高まっていることから、区としても早急な対応が必要な状況です。

以上の状況の変化と現状を踏まえ、早期に区民のインフルエンザに対する不安を解消するため、今年度からインフルエンザワクチン接種費用の助成を実施します。

2 助成制度の概要

(1) 助成対象

区内在住の生後6か月から中学生までの子どもとします。

(2) 助成金額

1人1回につき3,000円を助成します。

なお、各医療機関の設定価格との差額は自己負担とします。

(3) 助成期間

①令和元年度

令和元年11月1日～令和2年1月31日

※補助基準日を10月1日とし、10月31日以前に接種した者に対しても、償還払いにより対応します。

②令和2年度以降

毎年10月1日～翌年1月31日

(4) 実施方法

毎年9月に助成利用券を送付します。

ただし、今年度は10月末に送付します。

(5) 予防接種による健康被害への対策

任意の予防接種による健康被害が生じた場合に備え、保険や独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済制度により、万全な対策を講じます。

3 今後のスケジュール

令和元年10月21日	広報みなど、区ホームページ等による周知
下旬	助成利用券発送
11月1日	助成開始、償還払い受付開始
令和2年1月31日	助成終了

以降、毎年10月1日から翌年1月31日まで助成を実施します。